

神戸海上保安部長公示第30-1号

港則法第39条第1項及び第43条の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により公示する。

平成30年7月19日

神戸海上保安部長



洲本港大浜海岸前面海域における航泊の禁止について

洲本港大浜海岸前面海域において、第71回淡路島まつり花火大会が行われるため、下記のとおり、船舶の航泊を禁止(花火大会に従事する船舶、官公庁船舶及び神戸海上保安部長が許可した船舶を除く。)する。

記

1 期間

平成30年8月5日(日) 19:30 から 20:45 まで

なお、雨天などにより行事が実施できない場合又は期間中に花火大会が中止となった場合は、航泊の禁止を解除する。

2 区域

次の各点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

(航泊禁止区域図 参照)

基点:洲本港北防波堤灯台

ア点:基点から、204度 305メートルの地点(洲本港本港防波堤・北端)

イ点:ア点から、34度 400メートルの地点(洲本港外防波堤・北端)

ウ点:イ点から、92度 590メートルの地点(灯浮標、(単閃黄光、毎4秒に1閃光、光達距離6km))

エ点:ウ点から、194度 1,020メートルの地点(通称:千畳敷・先端)

3 その他

(1) 航泊禁止区域図のとおり、航泊禁止区域を明示するため

① 灯浮標(単閃黄光、毎4秒に1閃光、光達距離6km) 11基

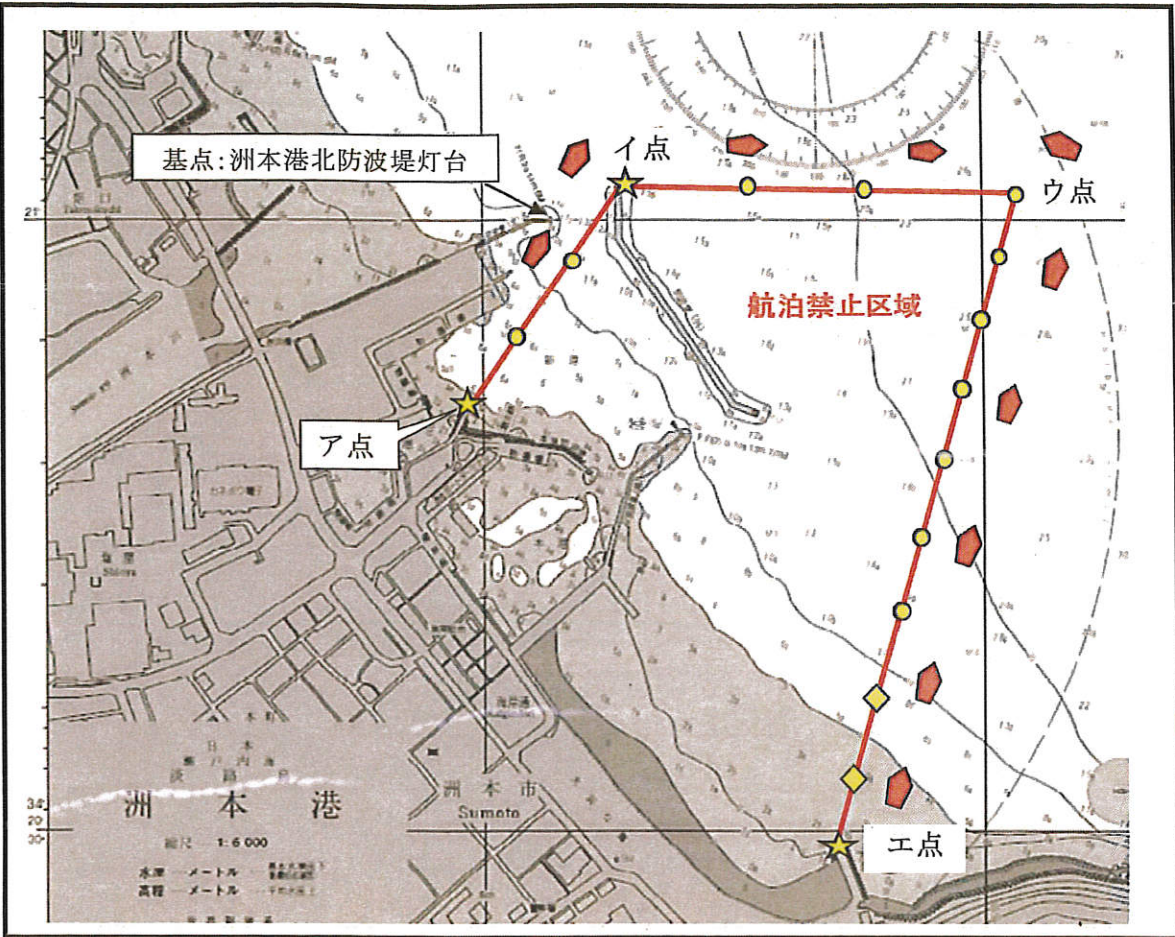
② 灯浮標(単閃黄光、毎4秒に1閃光、光達距離5.5km) 2基

③ 陸置灯標(黄色回転灯) 3基

が設置されている。

(2) 周辺海域には、警戒船10隻が配備されている。

# 航泊禁止区域図（略図）



凡 例	
灯浮標 (光達距離 6 km)	●
灯浮標 (光達距離 5.5 km)	◆
陸置灯標	★
警戒船	➤